

平成 29 年度内閣府本府実施施策に係る政策評価書（案）のポイント

内閣府本府政策評価基本計画（平成 29 年 3 月決定）及び平成 29 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 29 年 3 月決定、平成 30 年 4 月一部改正）に基づき、平成 29 年度に実施した施策に係る事後評価についてのポイントは以下のとおり。

1. 事後評価の対象について

平成 29 年度に実施した 25 政策・65 施策のうち、実績評価方式をとる政策については、事後評価実施時期を平成 30 年 8 月としている 18 政策・37 施策を対象に評価を実施した。

また、総合評価方式をとる政策に関しては、平成 30 年度に事後評価を実施することとしている 1 政策・3 施策について評価を実施した。

その他の施策については、来年度以降に評価を行う。

2. 政策評価結果の概要

実績評価方式により評価を実施した 37 施策のうち「A 目標達成」が 38%、「B 相当程度進展あり」が 51%、「C 進展が大きくない」が 5%となった。

【参考】評価結果（目標の達成状況）（注）暫定評価を含む。

区分※	S 目標 超過達成	A 目標 達成	B 相当程 度進展あり	C 進展が 大きくない	D 目標に向 かっていない	数値未集計に つき判定せず	計
該当施策数 (割合%)	0 (0%)	14 (38%)	19 (51%)	2 (5%)	0 (0%)	2 (5%)	37 (100%)
【参考】 昨年度の 評価結果	0 (0%)	16 (50%)	12 (38%)	2 (6%)	0 (0%)	2 (6%)	32 (100%)

※「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）において、施策ごとの目標達成度合いについて、各行政機関共通の区分として、上記の表のとおり 5 段階区分を適用することとされている（別紙 1 参照）。

また、総合評価方式により評価を実施した 3 施策については、いずれも一定程度の進展が見られた。

3. 主な事例（評価書は別紙2参照）

（1）施策の要因分析が充実しており、評価結果を踏まえた今後の方向性への反映について特に明確に記述されている評価書

① 実績評価方式

・ 地方分権改革に関する施策の推進（政策5－施策①）

測定指標である「1. 地方分権改革推進室HPへのアクセス件数」の増加の要因について、HPまで誘導するSNS（Facebook及びTwitter）コンテンツの充実を図ったことと分析するとともに、Twitterのフォロワー数が伸び悩んだことについて、「フォロワーにならずしても全ての記事の閲覧が可能となっており、フォロワー数と記事閲覧数が必ずしもリンクしていない面がある」と分析されており、今後は、測定指標の変更について検討するとされている。

・ 人材育成、能力開発（政策16－施策③）

過年度と実績値を比較し、その変化の要因として、講師を含めた研修構成の見直しや研修教材の見直し等を図ったことと分析されており、今後は、参加者アンケート結果を参考に、研修内容や研修日数・時間について改善を図るとされている。

② 総合評価方式

・ 青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）（政策12－施策②）

関係省庁含めた政府全体の取組に加え、実施主体としての内閣府の取組についても詳述されているほか、地方公共団体への波及効果についても言及されており、また、3年間の評価対象期間を通じて、同期間内に発生した事案に対して実施した取組、今後の課題及び施策の方向性についても具体的に記載されており、総合評価方式としてのPDCAが分かりやすく示されている。

（2）外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響について分析されている評価書

・ 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理（政策8－施策①）

測定指標である「1. ハルバ嶺（吉林省）における遺棄化学兵器の廃棄数」が目標である廃棄数には達しなかったことから、「未達成」となっているが、これは、天候不順により、作業日数が予定より少なかったこと等が要因であると分析されており、当該要因を除けば、廃棄計画に基づき施策は着実に進展していることから、判定としては「B 相当程度進展あり」とされている。

(3) 評価結果が「C 進展が大きくない」とされている評価書

・ 交通安全対策の総合的推進（政策 12－施策⑥）

交通事故発生件数及び死傷者数は、ともに 13 年連続で減少するなどしたものの、高齢化の進展が要因となり、最終目標値に対する実績値等を勘案し、「C 進展が大きくない」と判断された。評価結果を踏まえ、「年間の 80 歳以上の高齢運転者による交通事故死者数」を測定指標とすることとし、今後の高齢者人口の増加を踏まえた高齢運転者の事故防止対策の推進等を図ることとしている。

また、交通安全に関する意識調査を実施し、年代別に分析した結果、特に実績値の低かった 10～20 代に対して、「自転車交通安全講座」の周知を図るなど、当該世代に対する効果的な啓発活動を展開している点は、EBPM の推進という観点から、他施策についても参考になると考えられる。

・ 迎賓施設の適切な運営（政策 17－施策①）

平成 29 年度は、参観実施日数が前年度に比べ多くなり、参観者が分散したことや、通年公開 2 年目となり、整理券や事前予約なしで、いつでも参観できるレベルまで参観者数が落ち着いてきたこと等が要因となり、一部の測定指標で目標値未達成となり、「C 進展が大きくない」と判断された。評価結果を踏まえ、目標値の設定を見直すとともに、参観者によるアンケートを分析し、参観者の満足度向上に向けた取組を進めることとしている。

(4) 国民に対する説明責任が特に意識されている評価書

・ 重要施策に関する広報（政策 2－施策①）

測定指標に関する達成状況を示す根拠データを添付資料（平成 29 年度広報効果測定一覧）としてつけており、政策評価制度の目的である「国民に対する行政の説明責任の徹底」を体現している例として、他部局にも参考になると思われる。

・ 国際防災協力の推進（政策 9－施策②）

測定指標の設定の考え方が明記されるとともに、専門的な語句についても注釈で付記されており、政策評価制度の目的である「国民に対する行政の説明責任の徹底」を体現している例として、他部局にも参考になると思われる。

「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」
 (平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承) (抜粋)

各行政機関共通区分 (5 段階区分) の評価基準

S 目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
A 目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
B 相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
C 進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの
D 目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

(注) いずれの基準においても、単なる目標 (値) と実績 (値) の比較だけではなく、測定指標の特性に応じた適切な目標 (値) (目標達成時期の適切さ等を含む) が設定されていたか、外部要因等事前に想定できなかった事情が実績 (値) に影響を与えていないか等を考慮して判断する。

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府29-24(政策5-施策①))

政策名	地方分権改革の推進					
施策名	地方分権改革に関する施策の推進					
達成すべき目標	地方分権改革の普及啓発その他の地方分権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の推進					
施策の概要	【施策の概要】 地方分権改革に関する施策を推進する。					
	【平成29年度に実施した具体的取組】 ・第7次地方分権一括法の成立(平成29年4月19日成立、平成29年4月26日公布) ・平成29年の地方からの提案等に関する対応方針の閣議決定(平成29年12月26日閣議決定) ・第8次地方分権一括法案の閣議決定(平成30年3月9日閣議決定) ・「地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集」、「地方分権改革・提案募集方式ハンドブック(平成30年版)」の作成及び配布 ・提案募集方式では、地方からの提案186件について実現・対応できることとなり、実現・対応の割合としては過去最高の89.9%となった。 (平成29年の提案311件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除く207件について調整を行った。)					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況	当初予算(a)	39	47	45	43
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	39	47	45	—
執行額	39	40	42	—		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(関係部分) 「地方の発意による、地方のための分権改革を進めます。空き家や遊休地の活用に関する制限を緩和し、自治体による有効利用を可能とします。」					

測定指標	定量的 指標	1. 地方分権改革推進室HPへのアクセス件数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成 状況
			年度ごとの実績値							
			28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
		426,939	前年度以上	—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	達成	
				—	400,681	425,297	426,939	477,433		
		2. 地方分権改革推進室Facebookページの記事ごとの「いいね!」の数の総数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成 状況
			年度ごとの実績値							
			28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
		2,171	前年度以上	—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	達成	
		—	2,093	2,689	2,171	2,606				
3. 地方分権改革推進室Twitterのフォロワーの数(前年度末からの増減数)	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成 状況		
	年度ごとの実績値									
	28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
4,132	前年度以上	—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	未達成			
		—	4,772	5,629	4,132	3,355				

参考指標	1. 地方分権に関する地方自治体への研修・講師派遣回数(※右記は年度単位ではなく、年単位の数値)	実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	—	—	—	29	47	
	2. 地方からの提案に関する対応の実現・対応の割合(※右記は年度単位ではなく、年単位の数値)	実績値				
25年度		26年度	27年度	28年度	29年度	
—	63.70%	72.80%	76.50%	89.90%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B 相当程度進展あり (判断根拠) 一部測定指標で目標が達成されなかったが、SNS(Facebook及びTwitter)はHPまで誘導するためのツールとしても利用しており、HPアクセス件数が増加していることから、相当程度進展ありと判断した。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については、目標を達成した。 ・主要要因として、HPまで誘導させるSNS(Facebook及びTwitter)コンテンツの充実を図ったことやHPトップページの改修等アクセシビリティを向上させたことにより、アクセス件数が大幅に増加したものと考えられる。 ○測定指標2については、目標を達成した。 ・主要要因として、平成29年度より新たに始めた取組として、平成29年の提案案件の成果を掲載する、「分権改革ビフォー&アフター」と題し、今では当たり前となっている過去の分権の成果を紹介する等、コンテンツの充実を図ったことが数値の増加に寄与したものと考えられる。 ○測定指標3については、目標の未達成となった。 ・Facebook同様、コンテンツの充実を図ったが、新規フォロワーの獲得が足らず、未達となったが、フォロワー総数としては増加している。

評価結果	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き来年度以降も本施策を継続するが、一部測定指標の変更も検討する。
		【次期の測定指標の考え方について】 全体として、地方分権改革推進室における分担管理事務において、政策評価の測定指標として他に適当と思われる施策がないため、一部測定指標の変更を検討しつつも、原則として来年度以降も本施策を継続していくこととする。 ○測定指標1については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・広報、情報発信を強化したことにより、平成26年度に目標設定してから、HPアクセス件数の増加数、増加率が過去最高を記録した。引き続きHPのアクセシビリティ強化やSNSコンテンツの充実を図ってまいりたい。 ○測定指標2については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・「分権改革ビフォー&アフター」をはじめとする、新たなコンテンツを掲載したことにより、測定指標の実績値が増加した。引き続きコンテンツの充実を図ってまいりたい。 ○測定指標3については、今後測定指標の変更も検討することとする。 ・Facebook同様、コンテンツの充実を図ったが、数値の増加には至らなかった。Twitterに関しては、フォロワーにみならずしても全ての記事の閲覧が可能となっており、フォロワー数と記事閲覧数が必ずしもリンクしていない面がある。来年度以降、Twitterの効果を正確にデータ採取できる測定指標を新たに設定する等、変更の検討余地があるとする。
		【根拠とした統計・データ等】

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革推進室HP http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ ・地方分権改革推進室Facebookページ https://ja-jp.facebook.com/cao.bunken ・地方分権改革推進室Twitter https://twitter.com/cao_bunken
---------------------------	--

担当部局名	地方分権改革推進室	作成責任者名	参事官 齋藤 秀生	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----------	--------	-----------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府29-53(政策16-施策③))

政策名	経済社会総合研究の推進					
施策名	人材育成、能力開発					
達成すべき目標	政策担当者の企画立案能力や調査分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する。					
施策の概要	【施策の概要】 内閣府及び他省庁職員に対して、計量経済分析等の経済理論の講義や分析手法の技能研修等を実施し、経済分析等の専門知識及び手法を習得させる。					
	【平成29年度に実施した具体的取組】 ・計量経済分析研修(計量経済分析入門、時系列分析実習、パネル分析実習) ・経済社会関連統計研修(季節調整法研修、国民経済計算(SNA)の基礎、国民経済計算(SNA)作成入門、アンケート調査実践セミナー、EBPM入門) ・Excel技能研修(Excel基礎、Excel(マクロ/VBA)初級、Excel(マクロ/VBA)応用)					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況	当初予算(a)	13	12	10	10
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	13	12	10	
執行額	6	5	4			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	定量的 指標	1.研修に対する受講者アンケートの満足度	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成 状況
			20年度	29年度	年度ごとの実績値					
			84.2%	87%以上	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成
					80%以上	80%以上	87%以上	87%以上	87%以上	
				92.9%	90.3%	88.2%	87.4%	87.8%		
		2.分析技能の習得・向上を図る研修での習熟度	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成 状況
26年度	29年度		年度ごとの実績値							
9.1点 /10点満点	9.1点 /10点満点		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	未達成		
				9.1点	9.1点	9.1点	9.1点			
				9.1点	9.5点	8.1点	8.1点			

参考指標	実績値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
		1.測定指標1に係る研修受講者数	278	342	312	492	558
		2.測定指標2に係る研修受講者数	80	167	147	317	326

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) B 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標2については未達だったものの目標値に近い実績を上げることができ、測定指標1については目標を達成したことから、上記判断とした。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については目標を達成した(なお、測定対象研修全体の参加者は515人)。但し、過去年度(平成27年度以前)より実績値が若干低めとなっている。 ・前年度(平成28年度)満足度が低かった研修については、講師を含め構成を見直す等の工夫を試み、一定の満足度向上がみられた(季節調整法研修76%→80%、SNA関連研修42.9%→62.7%)ことが目標の達成に寄与したと考えられる。他方、満足度の非常に高かった研修(英文ライティング)について、経済研修所の限られた資源の中で実施する研修としては優先度が低いと判断し、実施を見合わせたことが、過去年度より実績値が低めとなった要因と考えられる。 ○測定指標2については目標未達となった(なお、測定対象研修全体の参加者は326人)。 ・難易度が高いマクロ/VBA研修について、平成29年度は初級の回数を増やすとともに補助教材を追加する等、理解度向上に向けた見直しを行った結果、初級については習熟度が若干高まった。しかし、実務レベルに役立つことを目指すマクロ/VBA応用に関しては、受講者の経験値と難易度のギャップが埋めきれなかったと思われ、総合すると習熟度は目標値に達しない結果となった。

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】 引き続き来年度以降も、経済分析等の専門知識及び手法を習得させ、研修効果の高い研修を実施できるように工夫し、幅広い要望に対応すべく、包括的・網羅的に研修を提供していく。</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・満足度を研修の効果を測る指標とするのは妥当であると考えられることから、引き続き、アンケートの結果やコメントを参考とし、満足度がやや低い結果となった研修の内容改善に取り組む。特に平成28年度、29年度ともに満足度の低かった「SNA作成入門」については、平成28年度に新たに設定し満足度の高かった「SNAの基礎」とともに、内容や研修の日数・時間数の見直しを図る。 ○測定指標2については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・26年度より開始した習熟度テストは、研修効果を客観的に測ることができることから、引き続き実施する。 ・アンケート結果を参考に、経済分析等に役立つ内容に重点を置いた構成にし、1回の研修時間を短くして回数を増やすことで研修効果の向上を図る。</p>
		【根拠とした統計・データ等】 —
		—

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	経済社会総合研究所	作成責任者名	経済研修所 大橋 健一	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----------	--------	----------------	----------	---------

総合評価書要旨（案）

1. 政策評価の対象とした政策

青少年インターネット環境整備の総合的推進
（青少年インターネット環境整備基本計画）

2. 評価対象期間

平成 27 年度から平成 29 年度

3. 政策の概要・目的

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号）に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「基本計画」という。）においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めており、本基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等は連携して、分野Ⅰ「青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進」、分野Ⅱ「青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及」、分野Ⅲ「青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援」、分野Ⅳ「その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策」に取り組むこととされている。

分野Ⅰについては、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発のため、「青少年のインターネット利用環境実態調査」（以下「実態調査」という。）による実態把握や各種普及啓発に関する施策を推進し、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動を図る。

分野Ⅱについては、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、実態調査や各種普及啓発に関する施策を実施し、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の利用の一層の普及を図る。

分野Ⅲについては、民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムを実施し、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める。

分野Ⅳについては、ⅠからⅢ記載の事項のほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために必要な取組として、諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施する。

4. 評価結果の概要

本施策については、各分野ともに必要性、有効性・効率性が認められるところであり、大きな問題が生じているものではないことから、来年度以降も継続する。

分野Ⅰのうち、実態調査については、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援につき新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また各種普及啓発に関する施策については、法改正、社会的影響の大きな事案の対策等を都度反映するなど時宜にかなった創意工夫を継続的に実施したほか、各地域において様々なインターネットリテラシーの普及に関する取り組みが開始され、国として各地域における取組をバックアップした成果が表れているところである。

分野Ⅱのうち、実態調査については、フィルタリング普及促進に当たっては従前の利用率拡大の推進に加え、ユーザー視点に寄り添ったフィルタリングの在り方を進めるべきとの新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また、各種普及啓発については分野Ⅱと同様の成果が上がっているところである。

分野Ⅲについては、分野Ⅰ及びⅡの各普及啓発に関する施策と同様である。

分野Ⅳについては、諸外国における青少年インターネット環境整備状況につき、他に類例を見ない知見収集手段として有効であることが明らかになったところである。

5. 今後の取組方針等

分野ⅠからⅣまでの各施策の内容は、最終的な政策目標である青少年のインターネット環境の整備に真に資するものでなければならぬことは言を俟たず、今後も基本計画第1-2-(5)記載の通り、諸般の情勢と実証的なエビデンスに基づきPDCAサイクルを意識して不断の見直しを続ける必要がある。

今回の評価結果については、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」における検討会報告書の策定過程における議論を踏まえたものであり、当該検討会報告書における提言を踏まえて平成30年度中に子ども・若者育成支援推進本部が策定する「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」に反映されることとなる。

総合評価書（案）

1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号） 青少年インターネット環境整備の総合的推進 （青少年インターネット環境整備基本計画）				
2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号） 政策統括官（共生社会政策担当）	3. 作成責任者 参事官（青少年環境整備担当） 堀 誠司			
4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号） 平成 30 年 8 月	5. 評価対象期間 平成 27 年度から平成 29 年度			
6. 政策の概要 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「基本計画」という。）においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めており、本基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等は連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進することとされている。				
7. 達成すべき目標 <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進 ○ 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及 ○ 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援 ○ その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策 （参考）青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）第 2～第 5				
8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予算額	15,044 百万円の 内数	16,217 百万円の 内数	11,090 百万円 の内数	11,147 百万円の 内数
執行額	14,948 百万円の 内数	16,264 百万円の 内数	—	—
※一部予算について、別の枠組みの予算と一体として執行されているため、執行額が多く記されている。				
9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 号） 各政策について、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備のために必要性を有しているか（①必要性）、各政策が関連する費用に見合う効果を得られているか（②効率性及び有効性）、また政策の推進において、必要に応じ、他省庁、地方公共団体、民間事業者等との連携が図られているか（③関係部局間の連携）という観点について、評価を				

行う。

10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第 10 条 1 項 4 号）

（1）政策効果の把握の手法

基本計画に掲げた各種施策の進捗状況について、各年度のフォローアップ結果及び「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書」（平成 30 年 4 月 24 日決定。以下「検討会報告書」という。）を基に、主な政策について評価する。

（2）分野別評価

I. 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

① 目標・目的

青少年に発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を習得させるため、PDCAサイクルを意識して、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発を推進するとともに、青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援や、ベストプラクティス等に係る情報の共有・集約化を促進・支援する施策を実施する。

また、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体等の啓発活動に対する支援を積極的に行う。さらに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動としての展開を図る。

② 具体的施策

- ア 青少年のインターネット利用環境実態調査
- イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム
- ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動
- エ 普及啓発リーフレット
- オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

③ 政策効果の発現状況

ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

基本計画の第 6-4 において「青少年のインターネット利用環境実態調査等によりできる限り定量的な検証」を行うこととされており、毎年、青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施し、インターネットを利用する機器、利用内容、利用時間等について集計・分析を行っている。

調査結果は政府統計として公表しており、内閣府に限らず、関係省庁及び地方自治体における政策立案並びに民間事業者等の自主的取組において、信頼性の高いデータとして活用されている。

また、平成 29 年には試行的に 0 歳から 9 歳の子供の保護者を対象とした「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査」（以下「低年齢調査」という。）

を実施し、集計結果をホームページで公開するとともに、第36回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会においては、調査結果の分析データを用い、低年齢層の子供の保護者に対する教育・啓発のあり方を議論する素材として活用した。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画において、以下の内容が示されている。

- 国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるにあたり、関係機関、青少年のインターネット利用に関係する事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。(青少年インターネット環境整備法7条)
- 民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDC Aサイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める・・・(基本計画第4-1)
- ...施策の実施にあたっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことを鑑み、地方公共団体と共に、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める(基本計画第6-2)

上記連携体制の構築に向け、内閣府では、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催し、有識者による連携体制構築の好事例に関する講演や地域における青少年インターネット利用環境整備に向けた課題を討議するなど、連携体制構築に向けた動きを後押ししてきた。

「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」事業概要等	
目的	地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるようにするための連携体制構築。
開催回数	年3回
参加人数	各200名程度(各会場の状況等により変更あり。)
参加対象	県青少年担当部局、教育委員会、県警察、総合通信局、民間事業者、PTA、民間団体等の関係者(フォーラム後の連携体制構築を見据えて参加者を募る。)

本フォーラム事業を契機として、

- 県と携帯電話事業者が連携したフィルタリング普及施策(H27/岡山県)
- 県と民間団体が連携した情報化社会における青少年健全育成指導者養成事業(H29/鹿児島県)

が開始されるなど、連携体制構築に向けた効果が表れている。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

近年、青少年が、スマートフォンやSNSの利用に伴い、犯罪やトラブルに巻き込まれる問題が増加している。

青少年がそのようなリスクを理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えるため、青少年及び保護者、学校等の関係者、事業者等が連携協力し、青少年が初めてスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・入学の時期に重点を置き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、関係省庁と共に啓発活動等の取組を展開しているところである。

一斉行動期間中、関係省庁連名でP T A宛てに協力依頼文を发出しているほか、

○ 内閣府では、都道府県・指定都市等の取組結果の集約及び政府広報を活用した普及啓発活動

○ 総務省では、「e ネットキャラバン」を中心とした普及啓発活動

○ 経済産業省では、大手家電量販店におけるポスターの掲出

等を実施し、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に向けた取組を推進している。

特に平成 29 年度は、座間市における事件の発生を受け、関係閣僚会議において再発防止策が取りまとめられたことから、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として名称変更した上で、12 月から期間を延長して前倒し実施し、関係省庁等がそれぞれ工夫した啓発活動を実施した。

内閣府においても、特に政府広報の充実に努め、例年実施していたラジオ定時番組や新聞突き出し広告に加え、BS テレビや首相官邸LINE など、新たなメディアを活用した啓発活動を展開し、例年以上に幅広い国民層への周知に努めた。

エ 普及啓発リーフレット

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための基本的な計画」（第2次）（平成 24 年 7 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定）において、「保護者に対する青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための重点的な啓発活動を行うこと」が盛り込まれたことに伴い、平成 24 年度以降、関係省庁連名による保護者向け普及啓発リーフレットを作成し、毎年度、青少年のインターネット利用環境の変化や法改正に伴って内容を見直し、内閣府ホームページで公開している。

<内閣府で作成したリーフレット>

年度	公開時期	リーフレット名
平成 24 年度	平成 25 年 3 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様を有害情報から守るために」
平成 25 年度	平成 26 年 1 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」
平成 26 年度	平成 27 年 3 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「お子様が安全に安心してインターネット

		トを利用するために保護者ができること」
平成 27 年度	平成 27 年 6 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」 ○ 事業者向け普及啓発リーフレット 「インターネット上の危険から子供を守るために」
平成 28 年度	平成 29 年 1 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」
平成 29 年度	平成 29 年 11 月	○ 保護者向け普及啓発リーフレット 「ネットの危険からお子様を守るために今、保護者ができること」

特に平成 29 年度は、フィルタリングの利用促進を目的とした、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 75 号。以下「改正青少年インターネット環境整備法」という。）の成立を受け、保護者に対して同法の内容を詳細に周知するものとした。

加えて、インターネットに関する知識の有無にかかわらず、受け取った国民に理解してもらいやすい内容とすべく、有識者と数度にわたる検討を行い、「分かりやすさ、見易さ」を追求した結果、各方面から「リーフレットを活用したい。」との問い合わせが多く寄せられた。

さらに、誰もが自由に頒布できるよう、リーフレットに配付元を追記できるデータを準備し、同データの活用について広く呼びかけたところ、「印刷は自分たちでするので、データを送ってもらいたい。」など、多くの反響があり、予算措置以上の啓発効果が見られた。

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」は、青少年の非行・被害防止について国民の理解を深めるため、広報啓発を始めとした各種取組を全国で集中的に実施するもので、青少年が非行の兆しを持ち、あるいは様々な被害に遭いやすい夏休み時期である 7 月に毎年実施しており、平成 27 年度から平成 29 年度までの間は、重点課題の一つに「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害対策の推進」を掲げている。

平成 29 年は、4 月に犯罪対策閣僚会議において「子供の性被害防止プラン」が決定されたことを受け、「子供の性被害の防止」を最重点課題に設定し、その中で SNS 等に起因する犯罪から青少年を守るための教育・啓発、フィルタリングの利用促進の働きかけを盛込んだ。

これを受け、内閣府では、月間中に「子供の性被害の根絶を目指して」をテーマ

とする「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」を初めて開催し、SNS等に起因する被害から青少年を守るためにリテラシー教育が必要であること、リスク回避の手段としてのフィルタリングの普及が重要であることなどについて議論がなされた。

本シンポジウムは、国民の関心の高さから定員を超える申し込みがあり、参加者アンケートにおいても、約7割から「初めて知ったことがあった。」「何か取り組んでみよと思った。」との回答を得、参加者の意識啓発に大きく影響を与えた。

平成 29 年度「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」事業概要等	
目的	青少年の非行・被害防止について国民の理解と関心を深め、機運を盛り上げる。
日時	平成 29 年 7 月 3 日(月)午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
場所	東京都千代田区永田町 2-4-1 都市センターホテル
参加者	少年補導員や防犯ボランティア等を始めとした一般の方 (約 190 名参加)
テーマ	子供の性被害の根絶を目指して

また、内閣府特命担当大臣が定める月間の実施要綱に基づき、関係省庁、地方自治体、協力・協賛団体は、各々の活動を展開しているが、「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害対策の推進」に係る取組みとして、地方自治体においては、

- 携帯電話販売店に対する立入調査
- 県独自のインターネット利用調査
- 保護者・青少年等に対する情報モラル教室の開催

などが行われ、月間を実施することで、青少年インターネット環境整備に向けた取組が活発化された。

④ 政策に対する評価

ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

実態調査（平成 29 年度）によれば、青少年（満 10 歳から満 17 歳）のインターネット利用率は 8 割を超えており、低年齢調査によれば、0 歳から満 9 歳の子供の約 4 割がインターネットを利用している結果となっている等、いまや青少年の生活にインターネットの利用は不可欠となっている。したがって、3 年ごとの基本計画の見直しには、正確かつ定量的なデータ取得のため、本調査の継続が必要である。

また、検討会報告書においては実態調査及び低年齢調査の分析結果を踏まえ、低年齢層の子供の保護者に対するインターネット利用に関する啓発が必要であるとの方向性が示されていることから、本調査は政府の新たな政策決定に大きく寄与していると認められ、今後も必要な見直しを加えながら、実施していく必要がある。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

近年、スマートフォンに代表される新しい通信機器、公衆無線LANを始めとする新しいネットワーク、LINEなどの新たなサービスが出現し、青少年及びその保護者は、激しいインターネット環境の変化にさらされており、その対策は急務となっている。

これに対応するためには、地方自治体、教育関係者、民間団体等が、その地方における青少年インターネット環境整備上の問題の共有や協働による対策を講じることが必要であるが、

- 地方による取組みに温度差がある
- 関係行政機関の連携が不十分な地方がある

という実情がある。

よって内閣府では、本フォーラムが連携体制構築に向けたキックオフとしての意義を持ったものとするため、開催前の事前アンケートにより各地域における課題を取り上げるとともに、関係機関が連携して課題を解決する方策をフォーラムのテーマとして設定するといった工夫を行ってきた。

さらに、事業の実効性を高めるため、フォーラム開催後の連携体制構築に向けた取組についてフォローアップを行っているところである。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

実態調査（平成29年度）によると、青少年（満10歳から満17歳）のインターネット利用時間は増加しているものの、フィルタリングの利用率は5割に満たず、フィルタリングが活用されているとは言い難い状況にある。

さらに、平成29年の警察庁統計によると、SNS等に起因して児童ポルノ及び児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったことが明らかとなった上、座間市における事件も発生したことから、これら事犯から青少年を守るため、家庭でのルール作りを始めとしたインターネットリテラシーの向上に向けた取組も、依然として重要な課題となっている。

以上から、引き続き、本一斉行動を通じて、関係省庁や地方自治体、青少年育成団体等と連携し、スマートフォンやソーシャルメディアを始めとしたインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動を推進するとともに、青少年を有害情報から守るためのフィルタリングの利用促進に向けた啓発活動を集中的に実施する必要がある。

エ 普及啓発リーフレット

フィルタリングの普及促進のため、平成30年2月に「改正青少年インターネット環境整備法」が施行された。

また、検討会報告書では、利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの必要性が指摘されており、今後それに沿った様々な取組が実施されることが予想される。

さらに、平成29年の警察庁統計によると、SNS等に起因して児童ポルノ及び

児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったことが明らかとなった上、座間市における事件も発生したことから、これらの事犯から青少年を守るため、家庭でのルール作りを始めとしたインターネットリテラシーの向上に向けた取組も、依然として重要な課題となっている。

したがって、今後も引き続き、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に資するタイムリーな普及啓発資料を作成・更新していく必要がある。

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

平成 29 年の警察庁統計によると、SNS 等に起因して児童ポルノ及び児童買春等の被害に遭う児童が過去最多となったほか、座間市における事件が発生するなど、青少年をインターネット利用に係る犯罪被害等から守るための取組は、喫緊の課題となっている。

月間を主唱している内閣府においては、上記情勢を鑑み、平成 30 年度以降も月間の重点課題を見直しつつ、インターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための総合的な取組を継続的に推進する必要がある。

内閣府が実施するシンポジウムにおいても、青少年の非行・被害に関する情勢やこれに対する政府全体での取組を踏まえて、テーマを設定していく予定である。

なお、平成 29 年度の参加者アンケートで「意識は高まったがどうしたらいいかわからない」等の意見もあったことから、今後は、講演者に対して参加者目線の具体的な発表内容を依頼するなど、参加者の行動変容にも寄与できるよう、シンポジウムの運営方法を改善する予定である。

II. 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

⑤ 目標・目的

社会全体で「子供達を守り育てる」という原点に立ち返り、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、事業者によるフィルタリング提供義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

とりわけ、青少年を取り巻くインターネット利用環境においては、次々と新しい機器、サービス及び伝送技術等が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器等を提供する場合には、その設計段階から青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるよう、民間主導の取組を促進・支援する。

⑥ 具体的施策

ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

- イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム
- ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動
- エ 普及啓発リーフレット
- オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

⑦ 政策効果の発現状況

ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

本実態調査の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－アで述べたとおりである。

なお、本分野における効果を追記すると、フィルタリング利用率、フィルタリングの認知率の他、スマートフォン・携帯電話でフィルタリングを利用していない理由、フィルタリングを解除した理由の項目を集計し、報告書として内閣府ホームページに公開している。

また、第 35 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会においてはフィルタリングに関する回答の分析データを用い、フィルタリングに求められる選択の多様性に関する議論を行った。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

本フォーラムの効果の発現状況は分野Ⅰ－③－イで述べたとおりである。

なお、それぞれのフォーラムにおいて、フィルタリングの利用促進が、青少年による有害情報閲覧機会の最小化の有効手段であることが取り上げられており、分野Ⅰ－③－イ記載のとおり、岡山県ではフォーラムをきっかけに県と携帯電話事業者が連携したフィルタリング普及施策が取り組まれている。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

本一斉行動の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－ウで述べたとおりである。

エ 普及啓発リーフレット

本リーフレットの効果の発現状況は分野Ⅰ－③－エで述べたとおりである。

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

本月間の効果の発現状況は分野Ⅰ－③－オで述べたとおりである。

⑧ 政策に対する評価

ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

実態調査の評価については分野Ⅰ－④－アで述べたとおりである。

なお、検討会報告書では、スマートフォンにおける取組に関して「フィルタリングの設定の複雑さや利用の不便さ、青少年が利用したいサイト・アプリを使用できないこと等」が指摘されており、「利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現に向けた取組」が必要であるとの方向性が示されている。

よって、本調査は政府の新たな政策決定に大きく寄与していると認められ、今後も必要な見直しを加えながら、実施していく必要がある。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

本フォーラムの有効性については分野Ⅰ－④－イで述べたとおりである。

なお、既述のとおり、フィルタリングの利用促進が、青少年による有害情報閲覧機会の最小化の有効手段であるにもかかわらず、その普及が伸び悩んでいることから、引き続き、フォーラムで討議すべき事項であると考えます。

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

本一斉行動に対する評価は分野Ⅰ－④－ウで述べたとおりである。

エ 普及啓発リーフレット

本リーフレットに対する評価は分野Ⅰ－④－エで述べたとおりである。

オ 青少年の非行・被害防止全国強調月間

本月間の評価は分野Ⅰ－④－オで述べたとおりである。

Ⅲ. 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

⑨ 目標・目的

民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCA サイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努める。

⑩ 具体的施策

青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

⑪ 政策効果の発現状況

本フォーラムの効果の発現状況については、Ⅰ－③－イ及びⅡ－⑦－イで述べたとおりである。

⑫ 政策に対する評価

本フォーラムに対する評価については、Ⅰ－④－イ及びⅡ－⑧－イで述べたとおりである。

Ⅳ. その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

⑬ 目標・目的

ⅠからⅢ記載の事項のほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために必要な取組を推進する。

⑭ 具体的施策

諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査

⑮ 政策効果の発現状況

基本計画の第5-5-(2)において「青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。」と定められており、平成27年度は、アメリカ及び欧州における青少年のインターネット利用に関係する民間事業者による青少年保護に関する取組について調査を実施、平成29年度は、アメリカ及び韓国における青少年のインターネット環境整備状況等の調査を実施し、報告書を内閣府ホームページにおいて公開している。

⑩ 政策に対する評価

本テーマに係る調査研究は他に類例がなく、国会答弁において本調査結果が引用された実績がある。(平成29年4月10日 第193回国会 決算行政監視委員会第二分科会 内閣府石原副大臣答弁)

以上のことから、外国における違法・有害情報に関する法制度や取組事例等を調査研究し、我が国における施策の効果的な推進に資するためのデータを今後も継続的に取得する必要がある。

11. 政策評価の結果(法第10条第1項第7号)

本施策については、各分野ともに必要性、有効性・効率性が認められるところであり、大きな問題が生じているものではないことから、来年度以降も継続する。

分野Ⅰのうち、実態調査については、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援につき新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また各種普及啓発に関する施策については、法改正、社会的影響の大きな事案の対策等を都度反映するなど時宜にかなった創意工夫を継続的に実施したほか、各地域において様々なインターネットリテラシーの普及に関する取組が開始され、国として各地域における取組をバックアップした成果が表れているところである。

分野Ⅱのうち、実態調査については、フィルタリング普及促進に当たっては従前の利用率拡大の推進に加え、ユーザー視点に寄り添ったフィルタリングの在り方を進めるべきとの新たな政策課題を浮き彫りにする成果が見られた。また、各種普及啓発については分野Ⅰと同様の成果が上がっているところである。

分野Ⅲについては、分野Ⅰ及びⅡの各普及啓発に関する施策と同様である。

分野Ⅳについては、諸外国における青少年インターネット環境整備状況につき、他に類例を見ない知見収集手段として有効であることが明らかになったところである。

他方で、分野ⅠからⅣまでの各施策の内容は、最終的な政策目標である青少年のインターネット環境の整備に真に資するものでなければならないことは言を俟たず、今後も基本計画第1-2-(5)記載の通り、諸般の情勢と実証的なエビデンスに基づきPDC Aサイクルを意識して不断の見直しを続ける必要がある。

なお、スマートフォンやアプリ・公衆無線LANなどの利用が急速に拡大する状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図ることを目的とする改正青少年インターネット環境整備法が、本年2月1日に施行され、これにより、携帯電話の販売事業者に対して、契約締結時における、青少年へのフィルタリングに関する確認や説明、フィルタリングの設定を行う義務などが、新たに課せられた。10-II-⑥に記載の各施策の遂行にあたっては、今後は本改正を

踏まえたフィルタリングの更なる利用促進を図っていく予定である。

今回の評価結果については、検討会報告書の策定過程における議論を踏まえたものであり、当該検討会報告書における提言を踏まえて平成 30 年度中に子ども・若者育成支援推進本部が策定する「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 4 次）」に反映されることとなる。

12. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催し、施策の進捗状況の報告及び検討を行った。

【開催状況】平成 27 年度：3 回、平成 28 年度：3 回、平成 29 年度：5 回

13. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・ 青少年インターネット環境整備基本計画（第 3 次）（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）

http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/suisin/pdf/dai3ji_keikaku.pdf

- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 75 号) 概要

http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/pdf/hourei/h29_75-gaiyou.pdf

- ・ 平成 27 年度フォローアップ結果

(平成 28 年 6 月 第 31 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 平成 28 年度フォローアップ結果

(平成 29 年 4 月 第 34 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 平成 29 年度フォローアップ結果

(平成 30 年 4 月 第 39 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表)

- ・ 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（平成 30 年 4 月 24 日決定）

- ・ 青少年のインターネット利用環境実態調査

http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html

- ・ 低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査

http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_child.html

- ・ 普及啓発リーフレット集

http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

(注)「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律（平成 13 年法律第 68 号）をいう。

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府29-28(政策8-施策①))

政策名	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進					
施策名	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理					
達成すべき目標	旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理を着実にを行う。					
施策の概要	<p>【施策の概要】 第2次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器(毒ガス兵器)について、化学兵器禁止条約(1995年批准、1997年発効)にしたがい、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。 平成11(1999)年7月、日中間で覚書を締結し、平成27(2015)年3月に、「遺棄化学兵器問題に関する基本方針について」が閣議決定され、平成27年4月以降においても、本問題に取り組み、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認している。</p>					
	<p>【平成29年度に実施した具体的取組】 中国各地から発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、吉林省ハルバ嶺、琿春、黒龍江省尚志、佳木斯等において、遺棄化学兵器の発掘・回収を行った。 また、ハルバ嶺における試験廃棄処理及び黒龍江省ハルビンにおける移動式廃棄処理設備による廃棄処理を実施するための設備等整備や中国各地における廃棄処理場所の調査や保管庫の維持管理・整備等を行った。</p>					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況	当初予算(a)	31,177	34,313	35,910	39,067
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)	-1,990	-1,874	-2,571	
		合計(a+b+c)	29,187	32,439	33,339	
執行額	26,245	25,784	22,465			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第190回国会 平成28年2月19日衆議院内閣委員会・平成28年3月8日参議院内閣委員会 島尻内閣府特命担当大臣所信表明演説(関係部分)「中国における遺棄化学兵器の問題については、化学兵器禁止条約上の我が国の義務を誠実に履行するため、引き続き廃棄事業を着実に進めてまいります。」					

測定指標	定量的指標	1. ハルバ嶺(吉林省)における遺棄化学兵器の廃棄数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
			—	34年度	年度ごとの実績値					
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	未達成
			—	30~40万(累計)	0	56	938	6,328	4,366	
					0	56	938	6,118	3,983	
		2. 移動式廃棄処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
			—	34年度	年度ごとの実績値					
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成
			—	44,090	1,133	445	752	226	0	
			1,133	430	752	266	0			
3. 各地の発掘・回収の箇所数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況		
	—	29年度	年度ごとの実績値							
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成		
	—	8	5	4	4	3	8			
			5	4	4	3	8			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B 相当程度進展あり (判断根拠) 遺棄化学兵器の廃棄処理については、日中で合意し、化学兵器禁止機構(OPCW)に提出した「中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器の2016年より後の廃棄計画」(以下「廃棄計画」という。)に基づき、中国政府との協議により、事業の計画や進捗状況等を踏まえ、遺棄化学兵器廃棄処理を適切に実行している。 29年度のハルバ嶺(吉林省)における遺棄化学兵器の廃棄数については、当初の目標である廃棄数に到達しなかったものであるが、91%の実施率であり、おおむね目標に近い廃棄数と判断。
	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】 中国における遺棄化学兵器の処理事業であり、遺棄化学兵器の廃棄に向けて着実に進めていく必要があり、そのためには日中両国の協力が不可欠であると考え。 遺棄化学兵器の廃棄処理計画や実績は、中国政府との協議の結果の処理数であるため、29年度における日中間の処理の目標は達成したものと判断する。(日中の協議は日々断続的に行っており、29年度に中国外交部と実施した日中実施当局間協議は6月と2月に実施。) なお、平成29年度末までに、遺棄化学兵器62,615発を発掘・回収(OPCW申告ベース、外務省の発掘・回収分を含む。)し、そのうち49,607発を廃棄処理しているところである。(29年度は6,468発の発掘・回収(OPCW申告ベース)及び3,983発の廃棄処理を実施)</p> <p>【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 遺棄化学兵器の廃棄処理については、日中で合意し、化学兵器禁止機構(OPCW)に提出した廃棄計画に基づき、中国政府との協議により、事業の計画や進捗状況等を踏まえ、遺棄化学兵器廃棄処理を適切に実行しているところだが、29年度のハルバ嶺(吉林省)において、天候不順により、作業日数が予定より少なかったこと等により、目標数に到達しなかったものである。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 遺棄化学兵器の処理を適切に実施していくことを確認するために、現在の目標を引き続き維持していく。
		【次期の測定指標の考え方について】 日中間で合意した廃棄計画に基づき、進捗状況等を踏まえ、中国政府との協議を行いながら、遺棄化学兵器処理事業の処理計画を調整している。 遺棄化学兵器処理事業の進捗状況を確認していくためには、処理計画数と実際の廃棄処理状況を定量的に確認していく必要がある。さらに事業の特性上、中国からの評価を踏まえる必要があることから、現在の測定指標を引き続き次期目標としていく必要がある。
		【根拠とした統計・データ等】 ・中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器の2016年より後の廃棄計画(2017年3月)

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○遺棄化学兵器処理担当室ホームページ「有識者会議資料」(http://www.cao.go.jp/acw/index.html)
---------------------------	--

担当部局名	遺棄化学兵器処理担当室	作成責任者名	参事官(総務) 稲垣 大明	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-------------	--------	------------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府29-42(政策12-施策⑥))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	交通安全対策の総合的推進					
達成すべき目標	第10次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の概要	【施策の概要】 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定)に基づき、「人優先」の交通安全思想を基本として、平成32年までに交通事故死者数を2,500人以下とすることを旨とし、世界一安全な道路交通の実現を図るため、各種の交通安全対策を関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と緊密に連携しつつ、強力に推進する。					
	【平成29年度に実施した具体的取組】 平成29年度においては、高齢運転者による交通事故防止対策について関係行政機関における更なる対策の検討を推進し、その成果等に基づき早急に対策を講じるため、交通対策本部の下に関係省庁局長級を構成員とする「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」を設置して検討を進め、平成29年6月に取りまとめた施策について、関係省庁と一体となって取組を推進したほか、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図った。また、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通安全フォーラムの開催」(平成29年10月に内閣府、千葉県及び船橋市の共催により、『高齢社会の交通安全を考える～事故にあわない、おこさない～』をテーマに開催した。)、 「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の 状況	当初予算(a)	116	75	83	89
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	116	75	83	
執行額	110	67	68			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	平成22年1月2日 福島みずほ内閣府特命担当大臣年頭の談話 平成30年を目標に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。					

測定指標	定量的指標	1. 第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ①24時間死者数 ②死傷者数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況	
			27年度	32年度	年度ごとの実績値						
			①4,117人 ②670,140人 (平成27年中)	①2,500人 ②500,000人	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	未達成	
			平成25年中 ①4,388人 ②785,880人	平成26年中 ①4,113人 ②715,487人	平成27年中 ①4,117人 ②670,140人	平成28年中 ①3,904人 ②622,757人	平成29年中 ①3,694人 ②584,544人				
			2. 春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
		28年度	29年度	年度ごとの実績値							
		46.0%	70%	90.0%	95.0%	70.0%	70.0%	70.0%	未達成		
				40.3%	41.2%	43.6%	46.0%	44.7%			
		3. 自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況	
		28年度	29年度	年度ごとの実績値							
79.3%	90%	95.0%	98.0%	90.0%	90.0%	90.0%	未達成				
		80.2%	81.1%	77.7%	79.3%	76.7%					

参考指標	1. 調査研究結果の有用性、活用状況の検証	実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		関係自治体等への調査結果の成果物の還元	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) C 進展が大きくない 第10次交通安全基本計画に基づき、各種施策を総合的に推進した結果、平成29年中の24時間死者数及び死傷数については、それぞれ3,694人、584,544人となり、基準年である平成27年に比べとも減少(▲423人、▲85,596人)した。また、平成29年中の24時間死者数は、平成28年より210人減少し、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなるとともに、交通事故発生件数及び死傷者数は、ともに13年連続で減少したが、同計画の目標は達成できなかった。 広報啓発事業については、「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査(報告書)」(平成30年2月実施:内閣府)によると、測定指標である「春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合」は、44.7%と28年度より僅かに減少(▲1.3%)し、目標は達成できなかった。 また、測定指標の「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」は、76.7%と比較的高い数値を示したものの、28年度より減少(▲2.6%)し、目標は達成できなかった。 24時間死者数及び死傷者数は、着実に減少しているものの、全ての測定指標が達成されなかったことから、「C 進展が大きくない」と判断した。			
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については目標を達成できなかった。 ・高齢者の人口当たりの交通事故死者は減少しているもの、高齢化の進展に伴い、全交通事故死者のうち高齢者は2,020人(54.7%)と、全体に占める割合は依然として高かったことなどが主な要因として考えられる。 ○測定指標2については目標を達成できなかった。 ・全年齢における実績値が44.7%であるのに対し、10代から40代の実績値は30%台であり、他の世代と比べて意識が低い傾向にあることが主な要因として考えられる。 ○測定指標3については目標を達成できなかった。 ・全年齢における実績値が76.7%であるのに対し、10代、20代の実績値は60%台であり、他の世代と比べて意識が低い傾向にあることが主な要因として考えられる。			
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き来年度以降も実施する。 【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・交通事故発生件数及び死傷者数は、ともに13年連続で減少したほか、24時間死者数も現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなった。一方で交通事故死者のうち高齢者の占める割合が依然と高いことから、目標達成に向け、「人優先」の安全思想を基本とし、今後の高齢者人口の増加を踏まえた高齢運転者の事故防止対策の推進、関係機関・団体等と連携した交通安全対策を一層充実を図る。 ・平成28年11月に設置した「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」の取りまとめ(平成29年6月)を踏まえ、関係省庁と一体となって高齢運転者の交通事故防止対策を推進することとし、80歳以上の高齢運転者による交通事故防止についての目標(年間の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数)を測定指標とする。 ○測定指標2については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・「春・秋の全国交通安全運動」の実施に当たっては、運動の趣旨、実施期間、重点などを広く国民に周知するために、関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体等と連携し、ポスター、チラシ、インターネット、テレビ等の各種広報媒体を効果的に活用した広報活動を強力に推進する。 ・10代から40代の実績値が低いことから、内閣府で開催している交通安全指導員養成講座や交通ボランティア等ブロック講習会、関係機関との各種会議等において、現状の認識を共有し、当該世代に対する効果的な啓発活動を推進する。 ○測定指標3については、引き続き目標達成に努めることとする。 ・10代から20代の実績値が低いことから、内閣府が作成し、ホームページで公開している中学生及び高校生並びにその指導者を対象とした交通安全教材「自転車交通安全講座」の周知を図るなど、当該世代に対する効果的な啓発活動を展開し、交通安全意識の向上に努める。 ・交通安全指導員、シルバーリーダー及び市区町村の交通安全対策主管課職員等に対して、必要な知識の習得や指導力の向上を図り、関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と連携した地域に密着した街頭活動、交通安全教育及び広報啓発活動を展開し、国民全体の交通安全意識の向上を図る。 【根拠とした統計・データ等】 ・平成29年における交通事故の発生状況 (https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00130002&tstat=000001027457&cycle=7&year=20170&month=0) ・「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査(報告書)」(H30.2月実施:内閣府)			
	学識経験を有する者の知見の活用	-			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-				
担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 近藤 共子	政策評価実施時期	平成30年8月

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府29-54(政策17-施策①))

政策名	迎賓施設の適切な運営					
施策名	迎賓施設の適切な運営					
達成すべき目標	「観光先進国」実現のため、迎賓館の「一般公開」及び「特別開館」を実施し、迎賓施設への理解を促進する。					
施策の概要	【施策の概要】 国の迎賓施設として、海外の賓客に対し安全・快適な施設の提供が出来るよう迎賓施設の管理・運営を行う。 また、「迎賓館の公開・開放」は安倍内閣の掲げる重要施策である「観光先進国」のうち、「公的施設の公開・開放」においてシンボリックの意味合いを持つことから観光の呼び水としての役割を果たすため、接遇に支障のない範囲で可能な限り通年での一般公開を実施するとともに、迎賓館の貸出を行う「特別開館」を実施する。					
	【平成29年度に実施した具体的取組】 ○平成28年度に引き続き、接遇等に支障のない範囲で可能な限り通年での一般公開を実施し、赤坂迎賓館では249日、京都迎賓館では243日間公開した(平成28年度の公開実施日数は、赤坂187日間、京都125日間)。 ○一般公開の更なる魅力向上を図るため、季節等に応じた特別企画等を実施し、満足度の向上を図った。 ○赤坂迎賓館、京都迎賓館ともに特別開館の要綱等を整備し、特別開館HPへ掲載した。 ○特別開館を赤坂迎賓館で4件実施した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況	当初予算(a)	31	297	1,122	1,165
		補正予算(b)	-	945	-	-
		繰越し等(c)	-	-100	-	-
		合計(a+b+c)	31	1,142	1,122	-
執行額	42	852	994	-		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)					

測定指標	定量的指標	1. 迎賓館赤坂離宮の一般公開における一日当たり参観者数の平均	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
			28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度ごとの実績値
		4,092	4,000	-	-	-	-	4,092	2,220	未達成
		2. 京都迎賓館の一般公開における一日当たり参観者数の平均	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
			28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度ごとの実績値
		[自由参観方式] 1,064	[自由参観方式] 2,000	-	-	-	-	[自由参観方式] 2,000	[自由参観方式] 750	未達成
		[ガイドツアー方式] 615	[ガイドツアー方式] 750	-	-	-	[自由参観方式] 1,064	[自由参観方式] 748		
		3. 迎賓館赤坂離宮一般公開における参観者のうち、アンケートで「やや不満、不満」と答えた人の割合	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
			28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度ごとの実績値
		2.8%	10%以下	-	-	-	10%以下	10%以下	2.8%	2.9%
4. 京都迎賓館一般公開における参観者のうち、アンケートで「やや不満、不満」と答えた人の割合	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況		
	28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度ごとの実績値		
4.2%	10%以下	-	-	-	10%以下	10%以下	4.2%	3.6%	達成	
5. 特別開館HPの閲覧数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況		
	28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度ごとの実績値		
60,100	前年度以上	-	-	-	-	前年度以上	60,100	36,992	未達成	

参考指標	1. 迎賓館赤坂離宮の一般公開HPの閲覧数	実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	-	-	360,000	5,100,000	1,600,000	
	2. 京都迎賓館の一般公開HPの閲覧数	実績値				
25年度		26年度	27年度	28年度	29年度	
-	-	5,750	1,020,000	589,000		

参考指標	3.「接遇」に関するHPの閲覧数	実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		—	4,000	2,500	3,400	1,360

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) C 進展が大きくない (判断根拠) 測定指標3、4の項目については、目標を十分達成しているが、測定指標1、2、5については、目標値を達成していないため、上記判断とした。
	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <p>○測定指標1、2については目標未達成となった。 ・参観実施日数が前年度に比べ多くなり参観者が分散したことや、通年公開2年目となり、整理券や事前予約なしで、いつでも参観できるレベルまで参観者数が落ち着いてきたことが主な要因と考えられる。</p> <p>○測定指標3、4については目標を達成した。 ・参観者のニーズの高いガーデンカフェや体験型企画のような季節等に応じた特別企画等を定期的実施したことが主な要因と考えられる。</p> <p>○測定指標5については目標未達成となった。 ・前年度は特別開館初年度で対象にならないようなものも含め問合せが多く寄せられた。今年度は事例の積重ねとHPの記載内容の精査等により、利用要件等の認知が高まったことが要因と考えられる。</p>
		【外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響】 接遇日程の急な変更により、一般公開を中止した場合や十分な広報期間を確保できないまま実施した場合は、参観者数に大きな影響を与えることから、原則1か月前までの接遇日程の確定ルールについて周知徹底してまいりたい。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>引き続き、来年度以降も本施策を継続する。一般公開においては、観光立国の実現に資するよう、更なるニーズの把握に努め、参観者の満足度向上、リピーターや外国人観光客の増加に向けた取組を進める。また、迎賓館の貸出を行う「特別開館」についても、引き続き実施事例の積み重ねに努める。</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】</p> <p>○測定指標1、2については、目標の設定を見直す。 ・平成28年度実績値を目標値としているが、この年度は整理券や事前予約がなければ参観できず、館内は大変な混雑で参観環境が好ましくなかった。平成29年度は整理券や事前予約なしで、いつでも参観できる環境になったことを踏まえ、目標値を平成29年度の実績値に変更する。</p> <p>○測定指標3、4、5については、引き続き目標の達成に努めることとする。 ・これまで順調に実績が推移しているため、測定指標3、4、5は妥当であると考えられ、引き続き参観者のニーズに応じた一般参観や特別開館HPのユーザーへの分かりやすい情報提供を着実に推進してまいりたい。</p>
	【根拠とした統計・データ等】 特になし	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	通年公開(赤坂、京都)の不满割合: アンケート結果
---------------------------	---------------------------

担当部局名	迎賓館	作成責任者名	井上 秀敏運営課長 西牧 則和運営課長 (京都事務所)	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----	--------	-----------------------------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府29-2(政策2-施策①))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進					
施策名	重要施策に関する広報					
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民への周知と理解を促進する。					
施策の概要	【施策の概要】 政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。					
	【平成29年度に実施した具体的取組】 ・テレビCMでは、6月に「国民保護(弾道ミサイル落下時の行動)」、12月に「高齢者の詐欺被害防止」、1月に「ソサエティ5.0」と「マイナンバー」、2月に再度「高齢者の詐欺被害防止」、3月に「復興(福島の食)」と「復興(東北の観光)」をテーマとして放送した。 ・新聞広告(記事下)では、6月に「弾道ミサイル落下時の行動に関する広報」、7月に「国際平和協力法25周年」、8月に「高齢者医療制度」と「マイナンバー」、12月に「高齢者の詐欺被害防止」、1月に「マイナンバーカードの取得促進」、3月に「仮想通貨を利用する際の注意点」と「運転免許証の自主返納」、「AV出演強要・JKビジネス問題」をテーマとして掲載した。 ・ウェブサイトでは、スマートフォンユーザーの増加に伴いページデザインの対応を推進や国民の役に立つコンテンツをまとめた「お役立ち情報」の内容充実に努めた。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の 状況	当初予算(a)	4,732	4,539	4,539	4,587
		補正予算(b)	1,837	1,976	2,802	
		繰越し等(c)	-304	228	-561	
		合計(a+b+c)	6,265	6,743	6,780	
執行額		6,284	6,774	5,785		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	定量的指標	1. 重要施策に関する広報理解度(テレビ) ※テレビCMカルテ全社平均	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況	
					年度ごとの実績値						
			28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成	
			78.6%	78.6%	-	79%	78%	79%	78.6%		
					80%	81%	78%	89%	89%		
			2. 重要施策に関する広報理解度(新聞・記事下) ※J-MONITOR全社平均	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
					年度ごとの実績値						
			28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成	
			83.6%	83.6%	-	81.5%	77.5%	81.3%	83.6%		
					81%	76%	87%	88%	89%		
3. ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況			
		年度ごとの実績値									
28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成				
35,547,361	対前年度 500,000 ページ ビュー増	-	19,801,855	29,781,969	34,670,163	35,547,361					
		19,201,855	29,181,969	34,070,163	35,047,361	40,572,261					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A 目標達成
		(判断根拠) 3つの測定指標である、重要施策に関するテレビ及び新聞広告の広報理解度並びに政府広報オンラインのページビュー数(PV)が、共にそれぞれ目標値を上回ったことから上記判断とした。 平成29年度重要施策に関するテレビの目標値については「テレビCMカルテ」、新聞広告の目標値については「J-MONITOR」の全社平均値とし、政府広報オンラインについては対前年度50万PVの増加としている。

評価結果	施策の分析	<p>【測定指標の観点からの分析】</p> <p>各広報テーマの訴求主題や主な訴求対象を明確にし、適切な企画方向性、媒体計画、表現案、実施時期等を検討。より効果的で効率的な広報を実施することにより、国民への周知と理解度を向上させることを目指した。</p> <p>(1) 測定指標「重要施策に関する広報理解度(テレビ)」については、目標を達成した。 ・「国民保護(弾道ミサイル落下時の行動):94.6%」、「高齢者の詐欺被害防止:93.1%」、「マイナンバー:78.9%」、「ソサエティ5.0:77.3%」、再度2月に実施した「高齢者の詐欺被害防止:95.8%」、「復興(福島の食編):94.0%」、「復興(東北の観光編):87.1%」。 ・特に「高齢者の詐欺被害防止」では、広報時期を親子が顔を合わせる年末に合わせて実施し、親子で「約束を決める」という分かりやすいキャッチフレーズで周知し、9割を超える理解度を得ることができ、目標を上回った。</p> <p>(2) 測定指標「重要施策に関する広報理解度(新聞)」については、目標を達成した。 ・「弾道ミサイル落下時の行動に関する広報:90.4%」、「国際平和協力法25周年:81.5%」、「高齢者医療制度:85.2%」、「マイナンバー(マイナポータル電子申請利用開始):87.5%」、「高齢者の詐欺被害防止:93.3%」、「マイナンバーカードの取得促進:91.2%」、「仮想通貨を利用する際の注意点:91.4%」、「運転免許証自主返納:94.0%」、「AV出演強要・JKビジネス問題:90.3%」。 ・特に「マイナンバー」では、新聞記事下広告において掲載し「使ってみたらラクできた」のキャッチフレーズでターゲットそれぞれに合わせた具体的な利便性を周知したことにより、理解度が9割と目標を上回った。</p> <p>(3) 測定指標「ウェブサイト『政府広報オンライン』におけるページビュー数」については、目標を達成した。 ・国民のニーズや社会情勢に合った内容・タイミングでネット広報を展開するとともに、キャンペーン広報においても、内容の充実を図るため特集ホームページを作成し、より多くの人々が内容を理解できる広報展開に努めた。 ・また、スマホユーザーの増加に伴うページデザインのスマホ対応も推進し、あらゆるツールからスムーズに閲覧できるよう対応している。 ・政府広報オンラインの閲覧数は総ページビュー数40,572,261(目標比114.1%)</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>国民のニーズや効果的な広報時期を見極め、訴求ターゲットのライフスタイルやメディア環境の変化を把握し、マスメディア、インターネットメディアなど様々な媒体を組み合わせたクロスメディア戦略を推進し、より効果的な広報戦略を実施していく。</p> <p>【次期の測定指標の考え方について】</p> <p>測定指標1に関しては、引き続きテレビCMカルテの全社平均を目標値とし目標達成に努めることとする。 測定指標2に関しては、引き続きJ-MONITORの全社平均を目標値とし目標達成に努めることとする。 測定指標3に関しては、平成29年度実績以上に目標値を設定して目標達成に努めることとする。</p> <p>【根拠とした統計・データ等】</p> <p>テレビは、(株)ビデオリサーチ社の実施する調査「テレビCMカルテ」 新聞は、(株)ビデオリサーチ社・新聞社が実施する調査「J-MONITOR」</p>

学識経験を有する者の知見の活用	各界の「政府広報アドバイザー」に、必要に応じてご意見を伺いながら、より効果的な広報戦略の検討を行っている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成29年度 広報効果測定一覧(テレビCM) <テレビCMカルテ:ビデオリサーチ社>添付1 平成29年度 広報効果測定一覧(新聞広告) <J-MONITOR:ビデオリサーチ社・新聞社>添付2
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 原 典久	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----------	--------	----------	----------	---------

【平成29年度 広報効果測定一覧 (テレビCM)】

テレビCMカルテ 定型調査

調査出典:ビデオリサーチ社 テレビCMカルテによる

広報テーマ	放送期間	理解度	理解度目標値
国民保護(弾道ミサイル落下時の行動)	平成29年6月23日 ~ 平成29年7月6日	94.6%	78.6%
高齢者詐欺防止(母との約束編)	平成29年12月15日 ~ 平成29年12月28日	93.1%	
ソサエティ5.0(すぐそこに未来編)	平成30年1月3日 ~ 平成30年1月3日	77.3%	
社会保障・税番号制度 (マイナンバー 子育てお助けカード編)	平成30年1月18日 ~ 平成30年1月31日	78.9%	
高齢者詐欺被害防止(母との約束編)	平成30年2月15日 ~ 平成30年2月18日	95.8%	
復興(福島の食編2018)	平成30年3月9日 ~ 平成30年3月21日	94.0%	
復興(東北の観光編2018)	平成30年3月9日 ~ 平成30年3月21日	87.1%	

理解度実績平均値	理解度目標値
88.7%	78.6%

【平成29年度 広報効果測定一覧 (新聞広告)】

J-MONITOR 定型調査

調査出典:ビデオリサーチ社・新聞社 新聞広告共通調査プラットフォームによる

広報内容(掲載日)	新聞社数	広告段数	対象新聞	理解度	理解度目標値	
■ 弾道ミサイル落下時の行動に関する広報 平成29年6月23日	全国70紙	記事下全5段 カラー	読売	94.2%	83.6%	
			朝日	86.5%		
				90.4%		
■ 国際平和協力法25周年 平成29年7月10日	全国71紙	記事下全10 段 モノクロ	読売	81.5%		
■ 高齢者医療制度 平成29年8月1日	全国70紙	記事下半5段 モノクロ	読売	85.1%		
			朝日	85.2%		
				85.2%		
■ マイナンバー(マイナポータル電子申請利用開始) 平成29年8月31日	全国70紙	記事下全5段 モノクロ	読売	89.6%		
			朝日	85.4%		
				87.5%		
■ 高齢者の詐欺被害防止 平成29年12月16日、平成29年12月17日	全国70紙	記事下全7段 カラー	読売	95.1%		
			朝日	91.5%		
				93.3%		
■ マイナンバーカードの取得促進 平成30年1月21日、平成30年1月22日	全国70紙	記事下全7段 カラー	読売	91.3%		
			朝日	91.0%		
				91.2%		
■ 仮想通貨を利用する際の注意点 平成30年3月17日	全国70紙	記事下全5段 モノクロ	読売	90.0%		
			朝日	92.8%		
				91.4%		
■ 運転免許証自主返納 平成30年3月21日	全国70紙	記事下全5段 モノクロ	読売	92.9%		
			朝日	95.1%		
				94.0%		
■ AV出演強要・JKビジネス問題 平成30年3月24日	全国70紙	記事下全5段 モノクロ	読売	89.8%		
			朝日	90.8%		
				90.3%		

理解度実績平均値	理解度目標値
89.4%	83.6%

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府29-30(政策9-施策②))

政策名	防災政策の推進					
施策名	国際防災協力の推進					
達成すべき目標	国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図る。					
施策の概要	<p>【施策の概要】 2015年3月に仙台市で開催された、第3回国連防災世界会議で採択された、「仙台防災枠組2015-2030」を推進する国連防災戦略活動を総合的・効果的に実施するため、国連など国際機関を通じた防災協力、アジア防災センターを通じたアジア地域における多国間防災協力及び日中韓などの地域内防災協力によって国際防災協力を推進する。さらに、国内外における仙台防災枠組の普及・定着を図るため、我が国の仙台防災枠組の取組を共有するとともに、過去の災害から得られた経験・知見・技術を活かして、各国の防災実務者の能力強化を図り、仙台防災枠組の定着に資する国際防災協力について検討する。</p>					
	<p>【平成29年度に実施した具体的取組】 平成29年度は、国連国際防災戦略事務局等を通じた仙台防災枠組の進捗を図る指標作成への貢献や、第5回グローバル・プラットフォーム会合等の国際会議の場や、国際復興支援プラットフォーム(IRP)、ホームページ等を通じた、同枠組の優先行動のひとつである「より良い復興」事例の共有・重要性の発信等を実施した。 また、アジア防災センター(ADRC)を通じて、研究員受入れ制度をはじめとする人材育成プログラムなどの防災協力や、アジア諸国の防災機関によるタウンウォッチングなどを実施した。</p>					
<p>※仙台防災枠組:平成27年3月の第3回国連防災世界会議で採択された国際的防災指針 国連国際防災戦略事務局:国連組織の防災担当部局として、2000年にジュネーブを本部として発足し、国際防災協力の枠組構築、調整のための中心的役割を果たすと共に、各国の防災政策実施を支援し、防災に関する国際的な取組を推進 国際復興支援プラットフォーム:2005年5月に設立され、大規模災害からの「Build Back Better(より良い復興)」を促進するための国際的な協力の枠組として、復興支援ツールの開発や人材育成事業の実施、復興優良事例や経験・教訓の集約と情報発信等の活動を実施</p>						
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況	当初予算(a)	232	287	272	267
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-20	-	-21	
		合計(a+b+c)	212	287	252	
執行額	208	229	231			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第189回国会におけ安倍内閣総理大臣施政方針演説「戦後70年の「積極的平和主義」」 ・第3回国連防災世界会議における総理ステートメント					

測定指標	定量的指標	1 アジア防災会議等の国際会議出席者に対する会議に対する満足度	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
			28年度	29年度	年度ごとの実績値					
		-	60%	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成	
		-	-	-	-	-	60%	60%		
測定指標	定量的指標	2 「より良い復興」事例調査ページアクセス数	基準値	目標値	年度ごとの目標値					達成状況
			28年度	29年度	年度ごとの実績値					
		-	50,000回	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	未達成	
		-	-	-	-	-	50,000回	50,000回		
<p>【備考】 指標1:各国間での防災情報の共有を図る会議に出席した防災実務者の会議への満足度 設定理由:各国の防災実務者の満足度が増加することで、防災能力の強化、国際防災協力に資する ※アジア防災会議:日本政府、国連国際防災戦略事務局及びアジア防災センターの共催により、災害の頻発するアジア地域における防災・減災の課題に関する情報共有、意見交換を行い、関係機関との連携を促進することを目的とする会議 指標2:「仙台防災枠組2015-2030」で優先行動に位置づけられた「より良い復興」事例を掲載したホームページのアクセス数 設定理由:「より良い復興」を実行するためのノウハウや実施に当たった留意点等を紹介するサイトのアクセス数が増加することで、当該考え方の普及・啓発が進み、仙台防災枠組の定着に資する ※より良い復興:災害発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、災害に対してより強靱な地域づくりを行うという考え方</p>										

参考指標	1.アジア防災センターにおけるカントリーレポートの更新	実績値				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		7	8	6	6	6
	<p>【備考】 アジア防災センター:アジアにおける多国間防災協力の推進に関する日本の提案を基に、アジア各国の合意により、1998年7月に兵庫県神戸市に設置され、ホームページを通じた優良事例等の提供、衛星データを利用した災害情報の提供・共有等を実施 カントリーレポート:上記センター構成国が作成する各国の災害状況と防災対策に関する報告書</p>					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1の結果は目標値を大幅に上回ったものの、同2が逆に下回ったため、上記判断とした。
	施策の分析	【測定指標の観点からの分析】 ○測定指標1については目標を達成した。 ・質疑に多くの時間を割くなど、過去のアンケート結果等を考慮した内容が主な要因として考えられる。 ○測定指標2については目標未達となった。 ・本指標は昨年度に初めて設定したものであるが、その目標値は30の加盟国を有し、様々なコンテンツが含まれるADRCポータルサイトへのアクセス数が約5万回であることから、これを参考にしたものである。他方、「より良い復興」事例調査ページは内閣府ホームページ内のコンテンツであり、ADRCポータルサイトと同列に扱うという設定にそもそも無理があったため未達となった。しかしながら、先進国はもとより資金難の発展途上国などでは理解が難しい「より良い復興」について、具体の事例を紹介することで、会議等においてその重要性の認識が深まったといった反応があるなど、成果もあることから、引き続きその発信に努める。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き来年度以降も仙台防災枠組の定着に資する国際防災協力施策を推進する。
		【次期の測定指標の考え方について】 ○測定指標1については目標を大幅に達成しているところではあるが、引き続き会議出席者の高い満足度が得られる、質の高い内容となるよう努力する。 ○測定指標2については、第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」で位置づけられた「より良い復興」を世界各国に広く普及させるため、平成28年度より、新たにホームページを通じて、モデル的に示された「より良い復興」のノウハウや実施に当たった留意点、その後の進捗の状況等を、継続的に紹介していくものである。目標値については、上記「施策の分析」の要因により目標の設定にそもそも課題があったことから、次期目標値についてはH28年度実績をもとに5,000回に見直し、そのうえで関係サイトとのリンク促進や広報等を通じて改善を図ることとする。 ○本施策の測定指標については、引き続き施策の推進を図る一方で、防災に関する政策評価体系全体の在り方も踏まえ、達成すべき目標に対するアウトカム(施策による成果)がより明確となる指標の設定について検討する。 【根拠とした統計・データ等】 -

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成29年度アジア地域における多国間防災協力推進に関する調査(平成30年3月)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(防災担当)	作成責任者名	参事官(普及啓発・連携担当)佐谷 説子	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-------------	--------	---------------------	----------	---------